

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第63号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

- 1 本市が設置する老人短期入所施設を廃止して特別養護老人ホームに転換することから、指定地域密着型介護老人福祉施設等の居室の定員について、市長が特に必要と認める場合は、4人以下とすることができることとしました。
- 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。
- 3 地域包括支援センターにおいて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならないこととしました。
- 4 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により令和6年3月31日までなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の指定介護療養型医療施設に関する規定の経過措置の期間が満了することに伴い、これに係る規定を整備することとしました。

この条例は、上記1については令和7年4月1日から、上記2から4までについては令和6年4月1日から施行することとしました。

上記1の内容にかかわらず、この条例の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設のうち国基準の附則及び改正省令の附則の規定の適用を受けているものの居室1室当たりの定員の基準については、なお従前の例によることとしました。

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第63号

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の6」を「第16条の5」に、「第26条の6」を「第26条の5」に、「第38条の6」を「第38条の5」に、

「  
第7章の3 地域包括支援センター（第3  
第8章 指定介護療養型医療施設（第39

8条の7～第38条の11）  
を「第7章の3 地域包括支援センター（第38条の6～  
条～第42条）  
」

第38条の10）」に改める。

第1条中「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「健  
保法等一部改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有  
するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年改正  
前法」という。）」を削る。

第2条中「及び平成18年改正前法」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第5条の2を第5条とする。

第6条中「指定居宅サービス等事業者は」を「指定居宅サービス事業者及び基準該当居  
宅サービスを提供する事業者（以下「指定居宅サービス等事業者」という。）は」に改め  
る。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第12条の2を第12条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員）

第14条の2 省令第132条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設の居室

1室当たりの定員の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、4人以下とすることができる。

第16条中「第93条第1項に定める基準」の右に「、省令第132条第1項第1号イに定める一の居室の定員に係る基準」を加え、「第160条第1項」を「第160条第1項第1号イ」に改める。

第16条の3を削り、第16条の4を第16条の3とする。

第16条の5中「指定居宅介護支援等事業者は」を「指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援を提供する事業者（以下「指定居宅介護支援等事業者」という。）は」に改め、同条を第16条の4とする。

第16条の6中「第16条の2から前条まで」を「前2条」に改め、同条を第16条の5とする。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第19条の2を第19条とする。

第20条の次に次の1条を加える。

(指定介護老人福祉施設の居室の定員)

第20条の2 指定介護老人福祉施設の居室1室当たりの定員の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、4人以下とすることができる。

第22条中「保存期間に係る基準」の右に「、省令第3条第1項第1号イに定める一の居室の定員に係る基準」を加え、「第40条第1項」を「第40条第1項第1号イ」に改める。

第23条を削り、第5章中第24条を第23条とし、第24条の2を第24条とする。

第26条中「第23条から前条まで」を「前3条」に改める。

第26条の2を削り、第5章の2中第26条の3を第26条の2とし、第26条の4を第26条の3とし、第26条の5を第26条の4とする。

第26条の6中「第26条の2から前条まで」を「前3条」に改め、同条を第26条の5とする。

第28条を削り、第29条を第28条とし、第29条の2を第29条とする。

第30条中「指定介護予防サービス等事業者は」を「指定介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスを提供する事業者（以下「指定介護予防サービス等事業者」という。）は」に改める。

第34条を削り、第35条を第34条とし、第35条の2を第35条とする。

第38条の3を削り、第38条の4を第38条の3とする。

第38条の5中「指定介護予防支援等事業者は」を「指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援を提供する事業者（以下「指定介護予防支援等事業者」という。）は」に改め、同条を第38条の4とする。

第38条の6中「第38条の2から前条まで」を「前2条」に改め、同条を第38条の5とする。

第38条の7を削り、第7章の3中第38条の8を第38条の7とし、同条の前に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の6 地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、指定介護予防支援等事業者として、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に定める虐待の防止に係る措置を講じた場合は、この限りでない。

- (1) 当該センターにおける虐待の防止の対策を検討するための委員会を設置し、当該委員会による審議を対面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により定期的に行うとともに、その結果について、センターの職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該センターにおいて、センターの職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条の9を第38条の8とし、第38条の10を第38条の9とする。

第38条の11中「第38条の7」を「第38条の6」に改め、同条を第38条の10とする。

第8章を削る。

附則第2項前段中「第5条の2」を「第5条」に、「第12条の2」を「第12条」に改める。

附則第3項中「第26条の6」を「第26条の5」に、「及び第42条」を「、第38条の5及び第38条の10」に、「規則及び健保法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」を「及び規則」に改める。

附則第4項中「第16条の6」を「第16条の5」に、「第26条の6」を「第26条の5」に、「第38条の6、第38条の11及び第42条」を「第38条の5及び第38条の10」に改める。

別表中「第38条の9関係」を「第38条の8関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条の次に1条を加える改正規定、第16条の改正規定（「第160条第1項」を「第160条第1項第1号イ」に改める部分を除く。）、第20条の次に1条を加える改正規定及び第22条の改正規定（「第40条第1項」を「第40条第1項第1号イ」に改める部分を除く。）は、令和7年4月1日から施行する。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員の基準に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設のうち指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）附則第10条第1項及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号。以下「改正省令」という。）附則第4条の規定の適用を受けているものの居室1室当たりの定員の基準については、この条例による改正後の京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定介護老人福祉施設の居室の定員の基準に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設のうち指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）附則第4条第1項及び改正省令附則第3条の規定の適用を受けているものの居室1室当たりの定員の基準については、改正後の条例第20条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)